

厚生労働省委託「若年技能者人材育成支援等事業」
2019年度「目指せマイスター」プロジェクト実施要領

岐阜県職業能力開発協会
岐阜県技能振興コーナー

1 「目指せマイスター」プロジェクトとは

若者の技能職への関心が薄れ、ものづくり人材が不足してきています。我が国の成長の軸となるものづくり産業が、競争力を維持し、発展するためには、これを担う人材の確保と、技能向上が不可欠であり、そのためには、まず、多くの子どもや若者に、在学段階からものづくりに興味を持ってもらうことが極めて重要です。

このプロジェクトは、こうした趣旨で、優れた技能でものづくり産業を現に担っている「ものづくりマイスター」や「ITマスター」等が、児童・生徒さんに対して直接「ものづくりの魅力」や「ITの魅力」を発信することで、ものづくりに関する理解を深めてもらい、さらには技能習得を図ってもらうことをねらいとしています。

併せて、児童・生徒の教育や進路指導に携わっている教育機関関係者やその保護者に対しても、ものづくりに関する理解を深めていただくための機会を提供します。

2 指導者等 講義・指導は、厚生労働省「ものづくりマイスター」や「ITマスター」等が行います。

※「ものづくりマイスター」「ITマスター」とは、ものづくり分野（製造業及び建設業）の職種等において、優れた技能・豊かな経験を有するなどの条件を満たし、厚生労働省「若年技能者人材育成支援等事業」において認定され活動する方です。

3 岐阜県の国公立・私立の小中学校等が対象となる2019年度の具体的な事業内容

(1)対象者 各小中学校等の児童・生徒、その教師及び保護者が対象となります。

(2)実施単位 原則として、学校ごとの学年単位での実施とします。ただし、大規模校で実施に支障が出ると想定される場合にはクラス単位や希望者だけでの実施も検討させていただきます。

(3)実施内容

①児童・生徒対象とする講義（職業講話＋製作実演・ものづくり体験教室）

学校からの要請に基づいて、学校の授業等にもものづくりマイスターやITマスターを派遣し、児童・生徒を対象に講義（職業講話約40分＋製作実演・ものづくり体験約80分）を行います。

②教師を対象とする講義（講話＋製作実演等）

①を実施するに当たっては、原則事前に教師の方を対象としたものづくりの魅力伝える講義の実施が必須要件です。（2時間程度、講師はものづくりマイスター）

③保護者の方を対象とする講義

保護者の方に対しても同様に講義への参加を呼びかけています。なお、保護者の方を対象とした講義については、児童・生徒向け講義を授業参観する方法、教師対象の講義への同席、保護者懇談会等の機会を活用する方法など、柔軟な形で実施できます。（必須要件ではありません。）

4 応募方法

- ①「体験教室岐阜県リーフレット(Web用)」を参考にして、「プロジェクト応募シート」に所要事項をご記入いただき、FAXにて送信ください。
- ②募集定数に達し次第、受付を締め切らせていただきます。
- ③応募いただいた順に、岐阜県技能振興コーナーから担当者の方へ連絡を入れ、調整を進めさせていただきます。また、実施が決定した学校でも、ものづくりマイスターやITマスターとの日程調整次第では、意向に沿えない職種もありますので予めご承知ください。
- ④規定により、前年度まで3年間連続して実施された学校は、応募できませんのでご了承ください。

5 その他

(1)実施に必要な経費について

講義の実施に必要な経費(ものづくりマイスターやITマスターの謝金・旅費、製作実演・ものづくり体験教室の材料費、参加児童・生徒・教師の保険料)は、岐阜県技能振興コーナーで負担します。

(2)コーディネートについて

ものづくりマイスターやITマスターへの依頼や日程調整等は、岐阜県技能振興コーナーでコーディネートします。

- (3)事業の実施が決定した学校につきましては、4月25日(木)(高山市内の会場)または4月26日(金)(各務原市「岐阜県人材開発支援センター」)の午後を開催します「目指せマイスタープロジェクト実施校連絡調整会議」に、主担当の先生をご派遣いただくこととなりますので、予めご承知ください。(後日、開催案内を郵送します)

〒509-0109 各務原市テクノプラザ1丁目18番地
岐阜県職業能力開発協会 岐阜県技能振興コーナー
担当 塩谷 章
電話 058-379-0521 FAX 058-379-0520
<http://www.gifu-shokunou.or.jp>
e-mail:meister@gifu-shokunou.or.jp